



引っ越してまいりました！

今回から、竹内洋一に代わり私が巻頭の記事を担当することになりました。
このような目立つ位置に掲載されることになりいささか緊張気味であります。
とはいえ、今までのように他愛のない話を書き連ねていくことに変わりはありません。
あまり役に立つ内容にはならないと思いますが、少しでも楽しんでいただけるような記事にしていきたいです。
今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。
(孝志洋)

「NISA（ニーサ）」制度の抜本拡充（令和5年度税制改正）

「貯蓄から投資へ」の流れを加速することを目的に、少額投資非課税制度(NISA)が、令和6年から抜本的に改正されることになりました。「NISA」とは、金融商品の売却益などが一定の範囲で非課税となる制度のことです。

①年間非課税枠の拡充

現行の「一般NISA」は、「成長投資枠(仮称)」に衣替えされ、非課税枠が現行(120万円)の2倍にあたる240万円まで引き上げられます。また「つみたてNISA」の非課税枠が、現行(40万円)の3倍にあたる120万円まで引き上げられます。

②非課税保有期間の無期限化

配当金や分配金に税金がかからない非課税保有期間(現行:一般NISAは5年間、つみたてNISAは20年間)が無期限化されます。さらに、現行は1年単位での選択制である一般NISA(改正後は成長投資枠)とつみたてNISAが併用可能(最大360万円の非課税枠)になります。

③生涯投資上限の設定

今回の大改正にあたり、新たに「生涯の投資上限」として1,800万円が設定されることになりました。そのうち成長投資枠(仮称)は1,200万円が上限とされています。

【現行のNISA】

	NISA		ジュニア NISA
	一般 NISA	つみたて NISA	
口座開設対象者	18歳以上		20歳未満
非課税保有期間	5年間	20年間	5年間
年間非課税枠	120万円	40万円	80万円
備考	一般NISAとつみたてNISAは1年単位での選択制(併用不可)		2023年末で終了

【改正案】

	NISA		ジュニア NISA
	成長投資枠(仮称)	つみたて NISA	
口座開設対象者	18 歳以上		令和 5 年(2023 年)末 で終了
非課税保有期間	無期限		
年間非課税枠	240 万円	120 万円	
備考	成長投資枠(仮称)とつみたて NISA は併用可能		

老後の生活資金を積み立てる手段としても注目されるNISA制度。制度拡大を機に投資を検討してみても良いかもしれません。

(大寺)

「令和5年度 健康保険料率 改定」

令和5年度における全国健康保険協会(協会けんぽ)の健康保険料率及び介護保険料率が改定され、本年3月分(4月納付分)からの適用となります。

- ・健康保険料率(徳島県) 10.43% → **10.25%**(引き下げ)
- ・介護保険料率(全国一律) 1.64% → **1.82%**(引き上げ)

※40歳から64歳までの健康保険の加入者(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率(10.25%)に介護保険料率(1.82%)が加わります。

※令和5年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、300,000円です。

「令和5年度 雇用保険料率 変更」

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は、以下の通りです。

労働者負担・事業主負担ともに **6/1,000**、農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は **7/1,000** に変更になります。

雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です。(建設の事業は4.5/1,000)

＜令和5年度の雇用保険料率＞

(ピンク色は変更部分)

負担者 事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担			① + ② 雇用保険料率
			失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(山形)

4月の社会保険労務

5月1日 労働者死傷病報告書の提出
 <休業4日未満1月～3月分>(労働基準監督署)
 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
 預金管理状況報告(労働基準監督署)
 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

※ 世界保健デー(7日)

4月の税務

■4月10日

1 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■4月17日

2 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
 4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは4月17日までに関係の市町村長に要届出

■5月1日

- 3 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
- 4 2月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 5 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 7 8月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

8 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

9 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く(法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

■4月中において市町村の条例で定める日

10 軽自動車税(種別割)の納付

賦課期日…4月1日

11 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付

■4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間

12 固定資産課税台帳の縦覧期間

■市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等

13 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出

資産税係

生命保険金の受取人をだれにするか①

生命保険金は、遺産分割の対象にはなりませんので、被相続人が遺したい人にお金を遺すことができます。ただし、受取人をだれにするかにより、生命保険金の取扱いが変わります。

- ・法定相続人を受取人にした場合には、相続税の非課税枠が使えます。
- ・法定相続人以外を受取人にした場合には、非課税枠が使えないうえ、相続税の2割加算の対象となります。
- ・受取人が設定されていない場合には、被保険者の法定相続人全員が受取人となり、一般的には均等に分けることになります。
- ・受取人が死亡している場合には、死亡した受取人の法定相続人が受取人となります。
- ・『法定相続人』と指定されている場合には、民法上の法定相続分に応じて受け取るようになります。

(坂田)

個人で受取る保険金と合わせて、法人から受取る退職金を準備しませんか？

相続人が受取る死亡保険金のうち【500 万円×法定相続人数】は非課税です。
※法人から個人(相続人)へ支払う死亡退職金にも、同様の非課税枠があります。(併用可)

【死亡保険金・死亡退職金の受取例(相続人:3 人)】

①個人で死亡保険金 5,000 万円を受取る場合
課税対象
・死亡保険金:5,000 万円－(500 万円×3)＝**3,500 万円**

②個人で死亡保険金 2,000 万円、法人から死亡退職金 3,000 万円、あわせて 5,000 万円を受取る場合
課税対象
・死亡保険金:2,000 万円－(500 万円×3)＝ 500 万円
・死亡退職金:3,000 万円－(500 万円×3)＝1,500 万円
合計:**2,000 万円**

①と比べ、課税対象が少なくなります。
法人での死亡保険の加入をご検討してはいかがでしょうか。



(さくらビジネス)

会計制度

税効果会計⑩ STEP4 将来の課税所得の見込みの判断

将来の課税所得を見積もる際には、以下のような手順で行います。

将来の課税所得の見積額算定手順		1 年後	2 年後	3 年後	4 年後	5 年後
①	税引前当期純利益	500	600	750	800	1,000
②	タックスプランニング	0	200	0	1,000	2,000
①＋②	一時差異等加減算前課税所得	500	800	750	1,800	3,000
③	(＋)加算項目	300	500	800	900	1,000
	(－)減算項目	-200	-400	-500	-600	-1,200
④(①＋②＋③)	将来課税所得	600	900	1,050	2,100	2,800

- ① 将来の業績予測等を元に将来の税引前当期純利益の金額を見積もる。
- ② 合理的なタックスプランニングがある場合には考慮する。
- ③ それぞれの期の当期末に存在する加減算項目を見積もる。
- ④ ①②③の合計により、将来課税所得を計算する。



収益力に基づく課税所得とは、通常の営業活動から稼得できる利益を源泉にします。そのため、①の将来の業績予測等が、適切な権限を有する機関の承認を得ており、市場の動向、内外の経営環境、過去の業績等から実現可能であり、会社の現状にあった合理的なものか否か、慎重に検討する必要があります。

また税効果会計の会計基準では、将来の課税所得の合理的な見積可能期間はおおむね 5 年とされています。

しかし、会社の属している業界の動向や個々の会社の市場における地位、技術力、経営環境等の要因により、業績予測を 5 年も見積もることが難しい場合があります。このような場合には、見積もりが可能な期間を合理的な見積可能期間とする必要があります。したがって、見積可能期間が 5 年よりも短くなるケースもありえます。また企業分類によっては、5 年を超えるケースもありえます。

また②のタックスプランニングですが、将来の税金を発生させる計画を立てることを意味します。例としては、含み益のある有価証券や固定資産の売却が挙げられます。

タックスプランニングの実現と、課税所得の見積もりはお互いに関連します。そのため、まず会社としての意思決定が確実か、実行可能性を考慮します。

さらに、タックスプランニングに係る金額の見積もりの妥当性も重要になります。例えば売却予定の資産の含み益が、直近の評価額と乖離していないか等、慎重に判断する必要があります。



(孝志茜)

法務係

所有者不明土地の解消に向けての法改正③

●相続関係の見直し(令和5年4月1日施行)

隣地を円滑・適正に使用することができるよう、相続関係に関するルールの様々な見直し

1. 隣地使用権のルールの見直し

境界調査や越境してきている竹木の枝の切り取り等のために隣地を一時的に使用することができることが明らかにされるとともに、隣地の所有者やその所在地を調査しても分からない場合にも隣地使用することができる仕組みの創設。

2. ライフラインの設備の設置・使用権のルールの整備

ライフラインを自己の土地に引き込むために、導管等の設備を他人の土地に設置する権利や、他人の所有する設備を使用する権利があることが明らかにされるとともに、設置・使用するためのルール(事前の通知や費用負担などに関するルール)の整備。

3. 越境した竹木の枝の切り取りに関するルールの見直し

督促しても越境した枝が切除されない場合や、竹木の所有者やその所在地を調査しても分からない場合等には、越境された土地の所有者が自らその枝を切り取ることができる仕組みの創設。

(田中)



研修会 WEB 配信のご案内

2023. 2. 15 at あわぎんホール

2月15日に開催いたしました、研修会の動画と資料をホームページに掲載しております。

下記のURLからパソコンにてご覧いただけます。

ホームページ <http://www.skr39.co.jp/>

研修内容

*「労働・社会保険関係 改正のポイント」

さくら社会保険労務士法人 社会保険労務士 竹内 政代

*「令和5年度税制改正大綱のポイント」

さくら税理士法人 公認会計士・税理士 大寺 健司



ご参加いただきました皆様、本当にありがとうございました。



恥はかき捨て⑦ハワイで溺れそうになった！！

会計士試験終了後、遅めの新婚旅行。ワイキキの海でサーフィン。オイルを塗り過ぎて滑り落ちた。溺れる寸前だった。「泳げないのにあんなに遠くまで行って。」とコーチに叱られた。新妻に良い所を見せようとした、失敗。



(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。
内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品やサービスを奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181

